

円借款案件【事後モニタリング】 結果表

国名	中華人民共和国
案件名	吉林省松花江遼河流域環境汚染対策事業

I. 案件概要

(1)L/A承諾額	12,800百万円
(2)L/A調印日	1998年12月25日
(3)実施機関	吉林省人民政府
(4)事業概要	急速な経済成長に伴い深刻な水質汚染及び大気汚染問題の発生している吉林省松花江及び遼河流域において環境汚染対策事業を行うことにより水質の改善を図り、もって流域周辺住民の生活環境、健康の改善に寄与するもの。

II. レビュー/モニタリング結果

(1)課題・指摘の概要（事後モニタリングについては事後評価における指摘概要を記載）	<p>本事業は、事後評価において、持続性がbであり総合レーティングがCと判断された。</p> <p>本プロジェクトは9つのサブプロジェクトで構成されており、事後評価報告書上、3つの類型に分けられている（1. 都市下水処理事業、2. 工場汚水処理事業、3. モニタリング能力強化事業）。都市下水処理事業に関する5つのサブプロジェクトについてはそれぞれ良好なアウトプットが確認されたものの、3つのサブプロジェクトからなる工場汚水処理事業は、一旦アウトプットが出されたものの、事後評価実施時点で稼働しているサブプロジェクトが存在しなかったため、事業としての持続性は認められないものと評価された。事後評価時に確認された各サブプロジェクトの状況は以下の通り。</p> <p>①鉄合金工場のサブプロジェクト 稼働以降、計画通りの機能を果たした後、工場の生産規模拡張に伴い撤去され、規模に応じた排水処理設備が新たに設置された。</p> <p>②ニッケル工場のサブプロジェクト 円借款事業としての実施はキャンセルされ、後に中国政府の自己資金で実施された。</p> <p>③製紙工場のサブプロジェクト 実施主体である企業が実質倒産に陥ったことに伴って、当該工場が稼働停止となった。</p>
(2)対応結果/今後の対処方針/事業目標の達成見込み	<p>工場汚水処理事業の3つのサブプロジェクトのうち、サブプロジェクト①②については事後評価当時の状況と比べて特段の変化は見られないが、サブプロジェクト③の現況は次の通り。実施主体であった企業は2013年に別企業に買収され、本事業の対象であった工場は吉林市内の新しい開発区に移転された。事実上の新設であり、汚水処理設備等は新たに整備されている。</p>
(3)教訓	<p>事後評価報告書上で確認されている通り。</p>